

## 第775回

### 宿毛市農業委員会総会

1. 日 時 平成28年5月6日（金曜日）午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 委員会室

3. 出席者（15名）

1 番 今津 久雄	2 番 岩本 誠司	3 番 浦田 久永
4 番 小川 節美	5 番 小島 久司	6 番 川島 照久
8 番 田村 磨利	9 番 所谷 頼尚	10 番 西山 讓
11 番 羽賀 久喜	12 番 濱田 頼之	13 番 細川 壯
14 番 細川 秀信	15 番 松本 功	16 番 保田 稔
17 番 山口 一晴		

4. 欠席者（1名）

7 番 黒岩 重光

5. 事務局等出席者

事務局長 岩田 明仁

6. 付議案件

議案第1号 農地法第3条許可申請審査について

議案第2号 農地法第5条許可申請審査について

議案第3号 宿毛市農用地利用集積について

○議長 これより775回宿毛市農業委員会総会を開催いたします。  
本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、1番今津久雄委員、2番岩本誠司委員にお願いします。  
なお、7番黒岩重光委員より宿毛市農業委員会規定第10条の規定による欠席の申出がありましたので、報告いたします。

○議長 これより議事に入ります。

○議長 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。  
事務局と委員さんより、議案の説明をお願いします。

○事務局長 それでは説明させていただきます。  
農地法3条、番号5号です。土地の所在、山奈町山田字岡本3705番イです。場所は2ページに位置図をつけております。馬場住の集会所近くの大畑橋を渡って100～200mほど行った田んぼ側でなく山側にある農地になります。

この譲受人については、3月の総会でもこのすぐ近くの農地の3条申請を審議しておりますので、ご記憶の委員さんもいらっしゃると思います。現在、この土地は資材置場のような感じですが、取得後は飼料作物を耕作する予定とのことです。この土地については、一点問題がありまして、隣の土地3705ーロ（317㎡、登記地目、原野）と筆界未定となっております。以前、筆界未定の3条申請について、そもそも受理できるのか等について、県に問い合わせたことがあるのですが、その際は「筆界未定を解消してからの申請のほうがいいのでは」、「相手方を探して、筆界について了解している旨の文書をいただいたほうがいいのでは」と助言しましたが、相手方を探すことができなかったとのことで、筆界付近だという現地の写真や、以前3705ーロを耕作していたという地元の者と今回の譲渡人からの「筆界はここである」という書類が添付されています。

全部事項証明書のほか、耕作計画書、契約書等も添付されております。農地法3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

○議長 続きまして、5番について山田地区担当の今津委員さんお願いします。

○今津委員 【議案書をもとに5番朗読】  
兩名に先日会いまして話しました。この土地は、前から聞くところによ

ると●●さんから買う人がおって登記をしてくれと言ってもなかなかしてくれなくて困っておりましたら、お父さんもお母さんも亡くなって、今、息子さんになっておりますが、●●さんにこの間会って話したら、もう自分は売っていないし、金はひとつももらっていない、仲買人が取って自分には来ていないという話をしてくれまして。もう誰やろがなっちょうということで、二度売りじゃないかと思うたらそうじゃない。そうじゃないということで、●●さんが●●さんに売るようにしたということです。

それから、●●さんが先を買っているという人にも会いまして、●●さんとも話しがついているとのことで、問題ないということでございますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それからその筆界の境界ですが、高知の方で●●さんと言う方で、ちょっと連絡がとれないということで、僕も現地に行きましたが、1mくらい段がありまして、谷がありましてそれから上と下ではっきり分かっておりますので問題ないと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議 長 事務局と委員さんより説明がありましたがご意見、ご質問はございませんか。

○議 長 山のような所やね。

○今津委員 もう谷で、●●さんがあのあたりべったり持っていて、どうせもう埋めて一つにして田んぼにするがやないろうかと思うがやけど。今、先を買うところは全部僕が植えようけん。それをやるがやないかと思うけど。

○議 長 山田は国調済んじょうろ。この場所は国土調査は済んでいない？

○今津委員 国調は、入っちょらんろ。ここは、入っちょらん。

○議 長 何かご意見ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 それでは5番について採決に入ります。問題ないということで、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、議案第1号5番については、許可することに決しました。

○議 長 続きまして、6番については松本委員さんが関係してきますので退席をお願いします。

(松本委員 退席)

○議 長 では、事務局から6番についてお願いします。

○事務局長 はい。場所はですね議案書の3ページに位置図をつけております。位置図を見ていただければお分かりかと思いますが、押ノ川の松本クレーン近くの農地とさくらが丘と押ノ川の境近辺にある農地計3筆になります。親から子への贈与で、これまで同様水稻を作るとの計画が出されております。全部事項証明書のほか、耕作計画書等も添付されており、農地法3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議 長 続きまして、6番について押ノ川地区担当の小川委員さんお願いします。

○小川委員 【議案書をもとに6番朗読】

5月4日にお二人にお会いいたしまして、間違いないという事ですのでよろしくお願いいたします。

○議 長 事務局と委員さんより説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

○小川委員 このお二人は親子でございます。

○議 長 裁決に入ってよろしいですか。

これより採決をいたします。議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」6番について審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしということですので、議案第1号6番については、許可することに決定いたしました。

(松本委員 入室)

○議長 議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」を議題といたします。事務局と委員さんから議案の説明をお願いいたします。

○事務局長 それでは、議案第2号、農地法第5条許可申請審査について説明いたします。

受付番号2番。申請場所、議案書5ページの位置図を見ていただきたいと思えます。所在地、二ノ宮。二ノ宮橋を左折し右折した奥。申請地は、南向きで十分な日射量があり、四国電力の受け入れが可能な事、周辺農地及び環境への影響がない事より使用貸借権を設定し、申請地に太陽光発電施設を設置しようとするものです。

農地転用に伴う隣地農地同意書、土地利用計画図、事業計画書、土地使用契約貸借書等必要書類は添付されております。太陽光発電施設設置に伴う農地転用面積は588㎡です。資金計画といたしましては、土地造成費20万円、太陽光パネル設置費用1,800万円、合計1,820万円を全て借入金で賄うということです。農地区分につきましては、甲種、第一種、第三種に該当せず「その他の農地」と判断されることより、転用に支障なしと考えております。

続きまして、受付番号3番。申請場所、議案書6ページの位置図を見ていただきたいと思えます。所在地、錦。四国電力宿毛変電所前を通り二つ目の道を右折し入った場所になります。

転用目的としましては、現住宅が老朽化したため既存住宅を改修し会社役員用の住宅、アトリエ及びガレージを申請地に増築しようとするものです。

ちなみにこの地図を見ましたらこの申請地、斜めに線を引いていますが、この中に家が建っているようになっていますけど、地図の間違いでしてこの斜線を引いた隣ですね。隣の空白になっていますけど、実際にここに家が建っています。この家に対して増築、改築しようとするものです。

農地転用に伴う隣地農地同意書、土地利用計画図、株式会社の定款、事業計画書等必要書類は添付されております。会社役員用住宅の増築転用面積といたしましては497.24㎡です。資金計画といたしましては、土地取得費606万6千円、土地造成費20万円、建築費1,500万円、

合計2, 126万6千円を全て借入金で賄うということです。農地区分につきましては、甲種、第一種、第三種に該当せず「その他の農地」と判断されることより、転用に支障なしと考えております。以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長 続きます、受付番号2番について、二ノ宮地区担当の川島委員さんお願いします。

○川島委員 **【議案書をもとに2番朗読】**  
先程言われたように、使用賃借権設定。●●●●さんと●●さんとは親子関係になります。太陽光発電設置のためという事で審議のほうよろしくお願いします。

○議長 続きます、受付番号3番について、錦地区担当の保田委員さんお願いします。

○保田委員 **【議案書をもとに3番朗読】**  
至今、事務局から大変詳しく説明がありました。支障がないという説明でした。奥さんが出てきて、詳しく3筆の状況が分かりませんでしたので、支障がないと思います。以上です。

○議長 事務局と委員さんより説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

○委員 これは分筆するがでしょうかね。

○事務局長 そうですね、許可が下りたらですね分筆をするような話は代書屋の先生が言ってました。

○委員 そうやないとできんもんね。

○事務局長 ただ何か急いでいるようでして、それで今回こういう申請になったそうですけど、許可が下りたら分筆はする予定と伺っております。

○委員 はい。

○議 長 2番については、川島さん●●さんは身内の方ですか。

○川島委員 遠縁、ふたいとこ半くらいになるろうね。ここはね、サラリーマンでよそにおるがよ。自宅は長女がおるけど、後は●●いう二女がとっちよる。今、四万十町で先生かなんか。詳しいことは僕も聞いていないけど、別に隣地の許可も取って問題はないと思う。今まで4Hの子らあがじゃがいもを植えたりそんなことしよう。ちょうど隣が元●●さんとの豚舎があったりしてきれいに整地はしている。

○議 長 ほかに無かったら、採決入ってよろしいですか。

(「なし」との声あり)

○議 長 それでは採決に入ります。議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」2件については、事務局と委員から報告があり、審議の結果、問題ないということで、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、議案第2号2件については、意見を附して県に送付することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第3号「宿毛市農用地利用集積について」を議題といたします。事務局と委員さんから議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 はい。それでは議案書8ページになります。

受付番号11番。これは利用権設定の終期が近づいたため再設定するものです。

親子で、貸し手は農業者年金の受給者です。なお、次の12番も貸し手は同じです。田では水稲、畑では果樹等を作るとの計画が出されています。農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている(別紙調査書)と考えております。

続きまして、受付番号12番。この12番も利用権設定の終期が近づいたため再設定するものです。貸し手は先程も説明いたしました農業者年金の受給者です。水稲を作るとの計画が出されています。農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている(別紙調査書)と考え

ております。

続きまして、受付番号13番。この13番も利用権設定の終期が近づいたため再設定するものです。借り手は12番と同一です。水稻の苗床を作るとの計画が出されています。農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている（別紙調査書）と考えております。以上3件ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 3件とも再設定のようです。続きまして、11番及び12番について、戸内地区担当の岩本委員さん申し上げます。

○岩本委員 【議案書をもとに11番朗読】

先日、まず上から三浦さんと楠目さんは親子ですんで、再設定もあり、上の4筆の畑は果樹が植わっております。田んぼは、面積も小さいけども、お兄さんと楠目さんが田んぼを作っていますので大丈夫と思います。あとの畑も面積は狭いがやけど、ほとんど何個かが1個になっちゃってそれなりに作ってます。で大丈夫と思います。

12番の方は、再設定で高倉さんはもうずっと10年以上前からこの土地で稲を作っていますので、間違いないと思いますのでどうぞよろしく申し上げます。

○議長 続きまして、13番について、黒川地区担当の西山委員さん申し上げます。

○西山委員 【議案書をもとに13番朗読】

●●さんに電話をしました。そのあと本人に会いました。●●●●さんは連休中で実家の方へ帰っちゃうがやないかということで、なかなか電話に出ませんで、3日の日に出ましてよろしく、前と同じやけんよろしくと申し上げますということでした。以上です。

○議長 事務局と委員さんより説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

○議長 ほかに意見はございませんか。

（「なし」との声あり）



○議長 長 それでは採決をいたします。議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」3件については、事務局、委員さんから報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め、市に通知することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 長 異議なしということですので、議案第3号3件は市に通知することに決定いたしました。

○議長 長 それでは協議事項に入ります。非農地の報告について、事務局と委員さんからお願いします。

(松本委員 退室)

○事務局長 それでは非農地証明についてご報告いたします。

受付番号4番。申請場所、所在地、押ノ川。登記地目田。議案書10ページの位置図を見ていただきたいと思います。場所は国道56号線を喫茶ファニーハウスを左折し、さくらが丘に入り直進し左折した道路の下に広がる農地の一番奥の土地で、平成2年頃から耕作放棄し雑木が茂り池ができ現在に至っております。

なお、非農地証明の登記地目は先程農地法第3条で松本委員さんから贈与の申請があった農地の一番の隅というか端の一番山際の土地になります。

以上ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 長 続きまして受付番号4番について、押ノ川地区担当の小川委員さんお願いします。

○小川委員 **【議案書をもとに4番朗読】**

この前見に行きまして、もう全然近くの山ともう一体になって、後、なかなか元に戻すということができんと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長 長 事務局と委員さんより説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 それでは採決に入ります。4番の非農地証明につきましては、審議の結果、問題ないということで、適当と認め証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしということですので、4番の非農地証明については、証明することに決しました。松本委員さんに入ってください。

(松本委員 入室)

○事務局長 続きまして、受付番号5番。申請場所、山奈町山田。登記地目畑。議案書11ページの位置図を見ていただきたいと思います。場所は、山田中央線を馬場住方面に直進し突き当たりを右折し二つ目の道を左折し奥に入った土地で昭和52年に住宅を建築し宅地となり現在に至っております。

続きまして、受付番号6番。所在地、二ノ宮。登記地目畑。議案書12ページの位置図を見ていただきたいと思います。場所は、主要地方道宿毛津島線を進み二ノ宮橋を渡り左折した次の道を右折し直進し、奥に入った土地で昭和50年頃、現況、道路となり現在に至っております。

以上2件につき、農地への復帰は困難と考えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。事務局からは以上です。

○議長 それでは、受付番号5番について、山田地区担当の今津委員さんお願いします。

○今津委員 **【議案書をもとに5番朗読】**

本人に会って話しましたが、よろしく頼むということでございます。

○議長 続きまして受付番号6番について、二ノ宮地区担当の川島委員さんお願いします。

○川島委員 **【議案書をもとに6番朗読】**

昭和50年ごろに二ノ宮の林道を造った時に、結局拡張に伴って、現在の畑に食い込んだということで、今、公衆用道路になっています。審議の

ほどよろしく申し上げます。

- 議 長 今、事務局と委員さんから説明がありました。これについて審議をお願いいたします。
- 議 長 山本さんの公衆用道路について、1309として地番もまだあるが。
- 事務局長 ありますね。
- 議 長 所有権移転だけできてないが。
- 川島委員 あのね、昔はね、僕のところの前の方らも全部名義でね、そのままの名義で道路だけ広げちようがよ。
- 議 長 そんなとこいっぱいあるもんね。分筆できちようかどうかよね。
- 川島委員 その分の中の13㎡だけ、道路敷の分だけよね。
- 議 長 1309の番地の中の。これ分筆するろうかね。これざまなことお金かかる。
- 所谷委員 分筆になったら大事。
- 川島委員 これだけまあ、この分だけまあ税金へしてくれいうこと、じゃないがで。じゃあないが。何故か言うと●●のそのあれを入れるに畑を踏んで入ることができんけん。ちょうど太陽光のあれ。自分が練習かたがた財産の太いところやけん、やっぱりあのいろんなちよつとしたところを移転するにしても金がかかるけん、あれしようかということで、その子が●●の息子がやったんやけどその名義が●●やけん。
- 所谷委員 ここだけ、たった13㎡分筆して、あこのあたりぼったりやらにや話にならんけんね。
- 川島委員 所有権は移転しちようがじゃけん、市がやってくれるろうかね。
- 議 長 市はやらん。

- 川島委員 土木が全部やったけどね。
- 議長 もう買収がない無償提供の土地は、ほとんどそういう形で全市町村やらしてもろうちょうけん。なかなか国調でも入って解決せにや得て悪いじゃないろうかね。
- 所谷委員 この土地はよ、古い残ちょうやんか。今、上へ上がつちょう、あれと続  
いちょう道か。そうやないろ。
- 川島委員 どうやろね。違う。
- 所谷委員 あれはもと道があったとこやけんね。
- 川島委員 あったがよ。
- 所谷委員 あこへは道があつて、両方へ分かれちよつたがやけんど。
- 川島委員 そうよ、うちの前がうちのみかん畑やったけんねずっと。●●●●と●  
●●●とこの分は、あれはそのままいごいちよらんがやけん。
- 所谷委員 あこはええがよ。ここのがは元の畑がやね、今の図面のように道路の方  
にずっと外へ膨れちよつてよ。
- 川島委員 そうやろと思うで。
- 所谷委員 分かれちよつたがと思うで、分かれちよつたもんが外へ残ちよつたがが、  
それがぼったり道路になったけんもう跡形ないが。
- 川島委員 ない、ないが。
- 所谷委員 これ分筆しちやるがやったらおいちよけもう。畑で少々こればあなが税  
金払うてもしれたもん。
- 議長 税金は現況道路なつちよたらかからんろ。
- 川島委員 私道としてはそうしたいがやけんど、それがまあ出てきたけん。出てき

たもんは出さないかんけん。帰って言うちよく。

○所谷委員 登記は登記でええけんど。

○川島委員 多分ね●●の方からね、結局、ひとんちの畑を踏んで入ることが、問題あったらいかんけんいうことで、割とあの子ら固い子やけんよ。●●らが。出たもんじゃ思うで。

○議 長 現況道路になっちゃったら、出ん訳にはいかん。

○川島委員 そりあそうよ。

○議 長 僕らがちょうど土木課の時に、同じ林道ながよ昔の。今、ここ市道になっちゃおう思うがやけど、山北の入り口の所で林道のとを市道で裁判かけられて騒動したがやですけど、結局は市の方が勝って、公衆用道路でもう使いよると、で、土地をわしのがやけん言うてよ権利を主張できんかった。

○川島委員 一回よ、公の金をはめたら権利もとに戻らんろ。だいたい。

○議 長 けど、これでやって何するがやろうか。登記するがやろうか。

○所谷委員 意味がない。これはよ5円ばあやろ。払うても。

○川島委員 13㎡で5円払うたら大変なことで。一応言うけん。

○所谷委員 まあ心配してもというがやったらよ、また次にね、あげたらええやないか。

○川島委員 これ自分でね、何言うかね、やっちょうけん、まあそれでも印紙代とかいるわね。

○議 長 測量は。登記できていないがやないが。分筆登記。

○川島委員 分筆登記できていないが。

○議 長 それは大きなお金いる。

- 川島委員 結局それはあれしちようがやないかえ。分筆言うか、測ちようがやないかえ、13㎡というものがきちっと出ちようということは。
- 議長 測ちよてもよ、法務局できちっと認めてもらうには登記がある。測るがは簡単ながよ。
- 所谷委員 測ちようがやないね、あの時分のがはね、この土地が100あるけんほんでこの中のなんぼ取りました、あとこれば残りました。こんなあれでそういう雑種地として残ちようがやけん。ほんでねあいまいやけんね登記言うたらできんがよ。実測せにや。
- 川島委員 もう境と分かんわね。実測する言うたち。
- 所谷委員 境が分かんようながじゃ。
- 委員 そしたらどうしよ。
- 議長 一回その、いかん言うがやないけん。保留にさせてもらおうか。
- 事務局長 山下代書屋さんからの申請になってますんで、これはもう却下という意味ではないと、許可は農業委員会の総意として出すことはやぶさかではないと。ただ、分筆登記でかなりお金がかかると。そこら辺の説明を僕が山下さんの方にしまして、それで依頼人が証明書類は1ヶ所3,000円です。
- 議長 保留いうことにする。
- 川島委員 山下さんは是非やっちくり言うち言わあせんかえ。
- 事務局長 どうしますか。どっちでも構いません、保留という方向にします。
- 川島委員 本人にあれやったら聞いてよ。僕よりか詳しいけん。
- 事務局長 あれやったら山下先生がよ、代理いうことで来ていますのでね、山下先生がこの●●さんと話してもらった方がいいんじゃないでしょうかね。



○議長　それからもう一点。私の方から報告とお願いをいたします。今月の18日から19日にかけて、高知県下11市の会長・局長会をこの席で行います。18日午後1時30分からで、もし委員さんの中で傍聴に来て、いろんな今課題になっている議案など議論されますので、傍聴においてで頂けたら。それからもう一点は、その晩に秋沢でも懇親会を行います。もしこれも参加できる方がいましたらお願いします。

それからあくる日は、19日は午前中に中角ファームの勉強に行きます。これについては、農業公社から説明に来ていただいて、勉強していきたいと思えます。もし時間の取れる方は、よそへ行くのと違いますけん、よろしくお願ひしたいと思えます。以上です。

○議長　それから、建議の委員さんは建議を續いてやるわけですけど、その取りまとめを私がおうせつかってありますけど、出来上がっておりませんので今回は延期にさせていただきたいと思えます。申し訳ないですけど。ちょっといろいろ難しいことがございまして、次には必ずやらさせていただきますのでよろしく。

○田村委員　会長意見いいですか。

○議長　はいどうぞ。

○田村委員　報告と言うか。先月29日に産業祭があつて、柳本さんに来ていただいて、農業者年金の推進をさせてもらったのですが、ちょっと少ないながらも何件かよっていただいて話して。ちょうど隣のブースが蘭の石田さんですかね平田の、やつて。入られていないという事で、それに法人化もしていないということで、とてもいいちょっと暇になったところでお話したんですけど。また平田方面の方で合間によかったら推進、それ以外にもいい方がいたらまた教えていただいて推進というか、一番は年末のまた農業祭の方で頑張りたいと思えますかよろしくお願ひいたします平田方面の方。

○濱田委員　あと4Hクラブに渡して、8人、7人くらいに。

○田村委員　誰も来んかったけん。4Hクラブは毎回渡すけど。あげたけどなかなか。今度また時間が、田植えが済んだりとか、年末が近くなったら直接に1人とかじゃなくて2人くらいでまた推進を。



○議長 田村委員さんご苦労さまでした。井上前補佐も張り付いていただいておりますので。農業者年金については、会長とか部長とか行政だけでなく全員が推進する責任がございます。その点をよく認識していただいて。一緒にみんなで取り組んでいただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。よろしいですか。

(「はい」 との声あり)

○議長　それでは以上で今期定例会の議事はすべて終了いたしました。これにて第775回宿毛市農業委員会総会を閉会します。

午後2時40分時閉会

平成28年5月6日

会　長

農業委員

農業委員